

○国土交通省告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項の規定に基づき、建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件を次のとおり制定する。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

- 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造）とすること。
- イ 地階を除く階数が四以下であること。
- ロ 法別表第一（い）欄（五）項又は（六）項に掲げる用途に供するものでないこと。
- ハ 床面積の合計二百平方メートル以内ごとに七十五分間準耐火構造の床若しくは壁又は七十五

分間防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動した状態にあるものである場合にあつては、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画されていれば足りる。

ニ ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもが設けられていること。

ホ 天井（天井のない場合においては、屋根。以下この項及び次項第四号ロ（2）において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）の仕上げが準不燃材料でされていること。

ヘ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）で次に掲げる基準に適合するものが設けられていること。

（1） 令第二百二十三条第三項各号（第三号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準に適合していること。

（2） 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は（3）の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入

口の部分を含む。)を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁(防火被覆が設けられていないものを除く。)で囲むこと。

(i) その全部又は一部に木材を用いた壁で法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(通常火災終了時間が二時間以上であるものに限る。)又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(特定避難時間が二時間以上であるものに限る。)の壁(非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)の構造方法を用いる構造のもの

(ii) 令和元年国土交通省告示第 号第二第三項第一号に定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いたものを除く。)

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には七十五分間防火設備で令第百十二条第八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けること。

(4) バルコニー又は付室の床面積(バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(4)において同じ。)は十平方メートル以上とし、各階におけるバルコニー又は付

室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に百分の三を乗じたものの合計以上とする。

ト 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同告示表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

(2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの

(3) 高さが〇・三メートル以下のもの

(4) 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

チ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。

リ 廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排

煙設備が設置され、又は当該避難の用に供する部分が外気に有効に開放されていること。

又 周囲（道に接する部分を除く。次号ロにおいて同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。次号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

ル 用途地域が定められている土地の区域内にある建築物であること。

二 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準（令第一百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。ロ(1)において同じ。）に適合する準耐火構造）とすること。

イ 地階を除く階数が三以下であること。

ロ 周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(i)から(iv)までのい

ずれかに掲げる構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

(i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。

(ii) 防火構造の外壁に用いる構造とすること。

(iii) 令第九十九条の三第二号ハに規定する三階以上の階における床に用いる構造又は令第一百

五条の二第一項第四号に規定する一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。

(iv) 不燃材料で造ること。

三 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 令第一百十五條の二第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ 地階を除く階数が二以下であること。

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び令第二百二十六條の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

- (i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- (一) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。以下この項において同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
- (イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はフェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合は、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。） 六・五センチメートル
- (ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合は、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。） 八・五センチメートル

- (二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
  - (三) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (一) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(二)及び(iii)において「残存断面」という。について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
  - (二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。
- (2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物と

した建築物（通常火災終了時間が七十五分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。）又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が七十五分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。）の耐力壁の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）及び組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（以下「組積造の建築物等」という。）の耐力壁にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下この項において同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。）を設け、かつ、当該耐力壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディング

を張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

## 二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）  
九・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用

する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 十一・五センチメートル

- (2) 法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の非耐力壁(外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)及び組積造の建築物等の非耐力壁にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)を設け、かつ、当該非耐力壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはし

つくいを塗ったもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

### 三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第 号第一第二項第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(ii)において同じ。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とある

のは「令和元年国土交通省告示第 号第一第二項第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(iii)において同じ。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（通常の火災による火熱が加えられた場合に、二時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）であるもの

(ii) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の柱の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の柱にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ又は(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

- (2) 防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）を設けたもの

#### 四 床 次に掲げる基準

- イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- (一) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
- (イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。）

六・五センチメートル

- (ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。） 八・五センチメートル
  - (二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
  - (三) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(iii)において「残存断面」という。）について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

- (二) (一) によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
  - (iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。
  - (iv) 床の上面に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）を設けること。
- (2) 法第二十一条第一項の規定により令第九十五条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の床の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の床にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
  - (2) 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。）を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上

張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。)を設けたもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有

効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)(一)イ又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造

(ii) 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物のはりの構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物のはり(イに規定するものを除く。)及び組積造の建築物等のはりにあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(2) 防火被覆(強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。)を設けたもの

## 六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を

設けていないものに限る。)にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。)

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から九・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。)

(2) 法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物と

した建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに掲げるもの

(2) イ(2)に規定する構造であるもの

(3) 防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）を設けたもの

3 第一項第一号ハ及びヘ(3)の「七十五分間防火設備」とは、次の各号のいずれかに掲げる防火設備（周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであつて、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設けることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。）をいう。

- 一 法第六十一条の規定による認定を受けた防火設備（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後七十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものに限る。）
  - 二 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが〇・八ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備
  - 三 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・六ミリメートル以上の防火設備
  - 四 厚さ二十八ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備
- 第二 令第九十九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。
- 2 ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十四号）は、廃止する。